

# 医療的ケア児支援業務委託提案仕様書

## 1 業務名

医療的ケア児支援業務委託

## 2 目的

この仕様書は、高松市の委託を受けて、受注者が運営する医療的ケア児支援事業について、適切な運営を確保するために必要な事項を定め、円滑な業務の推進を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 事業概要

医療的ケア児支援事業は、導尿、経管栄養等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）を対象とし、高松市内の保育園（所）・こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所、高松市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校、公立の放課後児童クラブ（以下「各施設・学校」という。）の利用を希望する集団保育・教育が可能な医療的ケア児に対して、専門的な知識や技術を有する看護師等の専門職を派遣し、ガイドラインに基づき必要な医療的ケアを行う。

また、各施設・学校の職員に対する支援・助言指導や、医療機関との連携調整などを実施する。

## 5 業務内容

### (1) 医療的ケア児に関する連携調整

医療的ケア児の本事業の活用希望がある場合は、こども保育教育課、子育て支援課、高松市教育委員会や各施設・学校と連携を図り、受入れに関する相談等の連携調整を行う。

主治医、保護者、看護師、各施設・学校職員とのカンファレンスの調整を行い、「医療的ケア実施計画書」を作成する。

### (2) 医療的ケアの実施

医療的ケア児に対して、各施設・学校で日常生活を営むために必要な医療的ケアを実施し、定期的に高松市に実施報告書を提出する。

### (3) その他

各施設・学校で、医療的ケアが安心かつ安全に提供されるよう、環境の整備や当該児童に対する関わり方など、各施設・学校の職員に対する支援・助言指導を行う。

また、かがわ医療ネットワーク（K-MIX R）を利用し、詳細な情報を病院（主治医）と訪問看護ステーション間で共有し、医療的ケアに役立てる。

高松市内の校外学習や宿泊学習時にも学校・保護者と事前に協議し、医療的ケア児の支援を実施する。

## 6 事業体制

受注者は、受託業務を円滑に執行するため、統括的な管理責任の有する者（以下「統括管理責任者」という。）を従事者の中から選任するものとする。統括管理責任者は、その業務の遂行上、常に市と連携を緊密にし、必要な連絡調整を行うものとともに、従事者に関する技術的指導や指揮命令、管理監督を行い、適切に契約内容を履行しなければならない。

## 7 人員配置

受注者は事業の実施に当たっては、次を配置すること

看護師	各施設・学校に赴き、医療的ケア児のケアや職員への支援を行う者
支援者	看護師への助言指導や関係機関との連携調整、緊急対応マニュアル及びガイドライン修正等の業務を担う者

## 8 事業に必要な物品等の負担

受注者は事業の実施に当たっては、次の物品等について手配及び準備すること。

- (1) 移動のための自動車
- (2) 緊急時や連絡用の携帯電話
- (3) 聴診器など健康チェックに必要なもの
- (4) その他、受注者が準備することが適切であると考えられるもの

## 9 保険

受注者は、委託料の中から支出し、一般社団法人全国訪問看護事業協会の「訪問看護事業者総合保障制度」のうち、「訪問看護事業者賠償責任保険」及び「管理者・職員傷害保険」と同等の保険に加入すること。

## 10 委託料の支払

- (1) 委託料の支払は、4半期払いとし、支払い請求があった日から30日を超えない範囲において支払うものとする。第4四半期については、精算額確定後、受注者の請求により支払うものとする。
- (2) 医療的ケア児が退園（所）又は中長期の欠席、転出等になった場合には、市と受注者協議の上、契約金額の変更を行う場合がある。

## 11 適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当た

っては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

## 1.2 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、市民や業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

## 1.3 その他留意事項

- (1) この仕様書は、業務の大要を示すものである。したがって、本委託業務において性質上、当然に実施しなければならないと認められることは、受注者の責任において実施すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項があつて、委託業務実施前及び委託業務実施中に新たな打合せの必要があると認められるものについては、別途、市と協議すること。